

## 質問書に対する回答

(工事名) 道東自動車道 新得工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書 30-2-5 構造物掘削の区分内容には、構造物裏込め工及び構造物埋戻しに関する記載がないことから、発生土はすべて下部路体部へ流用すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、構造物裏込め工および構造物埋戻しは、客土掘削土砂 A に記載されていることから、広内川橋下部工などの構造物の裏込め工及び埋戻しで使用する土砂はすべて新内土取場からと考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>構造物掘削土は特記仕様書 30-2-5 構造物掘削に記載のとおり、本線盛土箇所下部路体へ流用としています。</p> <p>構造物裏込め工 B 部、構造物埋戻し部は特記仕様書 30-2-1 道路掘削、客土掘削に記載のとおり、客土掘削 土砂 A はすべて新内土取場からの施工となります。</p>
2	<p>準備工事費の工事用進入路設置撤去において、</p> <p>① 大型土のう及び盛土に使用する土砂の発生場所からの運搬費は計上することでよろしいでしょうか。</p> <p>② 計上する場合、土砂の発生場所をご教示願います。</p> <p>③ 工事用進入路撤去で発生する土砂は下部路体部への流用と考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>御社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。</p> <p>なお、大型土のう及び盛土に使用する土砂に現地発生土を使用する場合は、同箇所の現地発生土を本線部へ流用する場合の運搬費との差分を計上してください。</p>